

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本資金は、<u>次の各号に該当する被害を受けた漁業者が</u>、融資機関から借り入れる施設等の復旧に必要な資金（以下「施設資金」という。）又は生産活動の再開等に必要な資金（以下「経営資金」という。）に対して、市町村が利子補給を行う場合に県が補助することにより、早期の復旧と再生産、経営の安定に資することを目的とする。</p> <p><u>(1) 暴風雨等の災害によるもの</u></p> <p><u>(2) 県が指定する社会的・経済的環境の変化等によるもの</u></p> <p>(補助の要件)</p> <p>第3条 本資金は、市町村が行う利子補給事業であって、次の要件を満たしたものに對して適用する。</p> <p>(1) 融資対象者は、市町村長が、別表1の被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸し付けることを適当と認めた者（以下「被害漁業者」という。）<u>であり、県税を滞納していない者とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 利子補給事業の対象とする融資機関は、高知県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合<u>であり、県税を滞納していない者とする。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本資金は、<u>暴風雨等の災害により被害を受けた漁業者が</u>、融資機関から借り入れる施設等の復旧に必要な資金（以下「施設資金」という。）又は生産活動の再開等に必要な資金（以下「経営資金」という。）に対して、市町村が利子補給を行う場合に県が補助することにより、早期の復旧と再生産、経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(補助の要件)</p> <p>第3条 本資金は、市町村が行う利子補給事業であって、次の要件を満たしたものに對して適用する。</p> <p>(1) 融資対象者は、市町村長が、別表1の被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸し付けることを適当と認めた者（以下「被害漁業者」という。）<u>であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 利子補給事業の対象とする融資機関は、高知県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合とする。</p>

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

<p>(被害認定及び借入手続)</p> <p>第4条 資金の借入れを希望する被害漁業者は、<u>第2条の(1)に該当する借入れは別記第1-1号様式を4ヵ月以内(養殖業者にあつては1年以内)、第2条の(2)に該当する借入れは別記第1-2号様式を1年以内に市町村長に提出し、市町村の被害認定書を融資機関に提示して、借入申込みを行うものとする。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 県が市町村に対して交付する補助金の額は、<u>別表3の貸付利率以内になるように市町村が利子補給した金額のうち、別表2で定める基準金利から別表3で定める貸付利率を引いた利率で計算した金額の2分の1以内の額とする。</u></p> <p>2 削除</p> <p>第7条 略</p>	<p>(被害認定及び借入手続)</p> <p>第4条 資金の借入れを希望する被害漁業者は、別記第1号様式による被害認定申請書を市町村長に提出し、当初借入は、災害発生から4ヵ月以内(養殖漁業者にあつては次の種苗購入時期まで。ただし災害発生から1年以内。)に被害認定書を融資機関に提示して、借入申込みを行うものとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 県が市町村に対して交付する補助金の額は、被害漁業者に対する貸付利率の年利が、別表2の基準金利(各原資金の末端金利とする。)から1.0パーセントを引いた利率以内になるように市町村が利子補給した金額のうち、1.0パーセントの利率で計算した金額の2分の1以内の額とする。ただし、基準金利から1.0パーセントを引いた利率が0.5パーセントを下回るときは、貸付利率が年利0.5パーセント以内になるように市町村が利子補給した金額のうち、基準金利から年利0.5パーセントを引いた利率で計算した金額の2分の1以内の額とする。</p> <p>2 プロパー資金にあつては、前項中の「1.0パーセント」とあるものを「2.25パーセント」に、沿岸漁業等経営育成資金にあつては、「1.0パーセント」とあるものを「沿岸漁業等経営育成資金末端金利から別表3の貸付利率を引いた率」と読み替えるものとする。</p> <p>第7条 略</p>
---	--

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

<p>(補助金交付の承認手続)</p> <p>第8条 被害漁業者に対し利子補給事業を行おうとする市町村は、あらかじめ別記第2号様式による補助金交付承認申請書に次の書類を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 市町村の利子補給要綱 (最初の申請時のみ)</p> <p>(2) 資金借入申込書の写、被害認定書の写及びその他借入申込に必要な書類</p> <p>(3) <u>被害漁業者及び融資機関の納税証明書 (借入申込日から遡って1ヶ月以内に発行された、納期限が到来した県税について滞納がない旨の所管の県税事務所の証明書)</u></p> <p>2 略</p> <p>第9条～第16条 略</p> <p>附則 略</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表1 被害基準</p> <table border="1"> <tr> <td>第2条の(1)に該当する被害漁業者</td> <td>災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上である者</td> </tr> <tr> <td>第2条の(2)に該当する被害漁業者</td> <td>高知県が指定した社会的・経済的環境の変化等において、その被害を受けた者若しくは被害を受ける恐れのある者</td> </tr> </table>	第2条の(1)に該当する被害漁業者	災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上である者	第2条の(2)に該当する被害漁業者	高知県が指定した社会的・経済的環境の変化等において、その被害を受けた者若しくは被害を受ける恐れのある者	<p>(補助金交付の承認手続)</p> <p>第8条 被害漁業者に対し利子補給事業を行おうとする市町村は、あらかじめ別記第2号様式による補助金交付承認申請書に次の書類を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 市町村の利子補給要綱 (最初の申請時のみ)</p> <p>(2) 資金借入申込書の写、被害認定書の写及びその他借入申込に必要な書類</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第16条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表1 被害基準</p> <table border="1"> <tr> <td>被害漁業者</td> <td>災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上である者</td> </tr> </table>	被害漁業者	災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上である者
第2条の(1)に該当する被害漁業者	災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上である者						
第2条の(2)に該当する被害漁業者	高知県が指定した社会的・経済的環境の変化等において、その被害を受けた者若しくは被害を受ける恐れのある者						
被害漁業者	災害による施設及び水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上である者						

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

別表 2

高知県漁業災害対策資金

種目	原資	略	債務保証	融資機関
施設資金	漁業近代化資金	略	原則として <u>全国漁業信用基金協会高知支所</u> の債務保証を付する	略
	プロパー資金		融資機関の定めるところによる	
	沿岸漁業等 経営育成資金		原則として <u>全国漁業信用基金協会高知支所</u> の債務保証を付する	
経営資金	プロパー資金		原則として <u>全国漁業信用基金協会高知支所</u> の債務保証を付する	
	沿岸漁業等 経営育成資金	原則として <u>全国漁業信用基金協会高知支所</u> の債務保証を付する		

注 略

別表 2

高知県漁業災害対策資金

種目	原資	略	債務保証	融資機関
施設資金	漁業近代化資金	略	原則として高知県漁業信用基金協会の債務保証を付する	略
	プロパー資金		融資機関の定めるところによる	
	沿岸漁業等 経営育成資金		原則として高知県漁業信用基金協会の債務保証を付する	
経営資金	プロパー資金		原則として高知県漁業信用基金協会の債務保証を付する	
	沿岸漁業等 経営育成資金	原則として高知県漁業信用基金協会の債務保証を付する		

注 略

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

別表 3

別表 2 で定める基準金利	貸付利率
3.0%未満	別表 2 で定める基準金利 - 1.0%
3.0%以上 5.0%未満	別表 2 で定める基準金利 - 2.0%
5.0%以上 6.5%未満	別表 2 で定める基準金利 - 2.5%
6.5%以上	別表 2 で定める基準金利 - 3.0%

\*貸付利率が0%を下回るときは、貸付利率を「0%」とする。

\*漁業近代化資金の基準金利1.40%、末端金利0.1%、(R2.3.1現在)

第1-1号様式(第4条関係)

(適用災害名) について漁業被害認定申請書(認定書)

略

年 月 日 市町村長名 印

[以下略]

別表 3

漁業近代化資金末端金利	貸付利率
3.0%未満	漁業近代化資金末端金利 - 1.0%
3.0%以上 5.0%未満	漁業近代化資金末端金利 - 2.0%
5.0%以上 6.5%未満	漁業近代化資金末端金利 - 2.5%
6.5%以上	漁業近代化資金末端金利 - 3.0%

\*貸付利率が0.5%を下回るときは、貸付利率を「0.5%」とする。

\*漁業近代化資金末端金利1.3%(H23.11.16現在)

第1号様式(第4条関係)

(適用災害名) について漁業被害認定申請書(認定書)

略

平成 年 月 日 市町村長名 印

[以下略]

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

第1-2号様式（第4条関係）

社会的・経済的環境変化等による影響に係る漁業被害認定申請書（認定書）

漁業者 住所

氏名 印

1 社会的・経済的環境変化等による影響の内容・時期

--

2 影響の状況

影響を受ける漁業種類	影響を受け始めた時期	社会的・経済的環境変化等の種類	影響の状況及び新たに必要となる資金の用途	影響による被害の期間・金額（千円）

社会的・経済的環境変化等による影響に係る漁業被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日 市町村名 印

（注）影響による被害の期間・金額には、既に被害を受けた期間・金額及びこれから受けることが予想される期間・金額を記載すること。

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

<p>第2号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>[以下略]</p>	<p>第2号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>[以下略]</p>
<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 高水政第 号</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付承認書</p> <p style="text-align: center;">市 町 村</p> <p>年 月 日付け 第 号で申請のありました高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付承認申請については、次のとおり承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>[以下略]</p>	<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 高水政第 号</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付承認書</p> <p style="text-align: center;">市 町 村</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け 第 号で申請のありました高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付承認申請については、次のとおり承認します。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p>[以下略]</p>
<p>第5号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金貸付完了報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>[以下略]</p>	<p>第5号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金貸付完了報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>[以下略]</p>

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

<p>第6号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長名 印</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付申請書</p> <p>高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱第10条の規定により、当市（町村）の行う利子補給事業の 年度 半期分が終了したので、利子補給補助金 円の交付を請求します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第6号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長名 印</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付申請書</p> <p>高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱第10条の規定により、当市（町村）の行う利子補給事業の平成 年度 半期分が終了したので、利子補給補助金 円の交付を請求します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>第7号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">収支予算書</p> <p>1 収入の部</p> <p>略</p> <p>2 支出の部</p> <p>略</p> <p>年 月 日</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第7号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">収支予算書</p> <p>1 収入の部</p> <p>略</p> <p>2 支出の部</p> <p>略</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〔以下略〕</p>



高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

<p>第9号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 高水政第 号</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">市町村</p> <p>年 月 日付けて交付申請のありました 年度 半期分高知県漁業災害対策資金利子補給補助金については、金 円を交付することに決定したので通知視します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p>	<p>第9号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 高水政第 号</p> <p style="text-align: center;">高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">市町村</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付けて交付申請のありました<u>平成</u> 年度 半期分高知県漁業災害対策資金利子補給補助金については、金 円を交付することに決定したので通知視します。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p>
---	--